

2012年12月14日

国立大学法人三重大学
学長 内田 淳正 様

三重大学教職員組合
中央執行委員長 杉田 正明

団体交渉申し入れ書

貴職におかれましては、私どもの活動に対し、平素、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、さる12月6日に当大学の過半数代表者に対し照会がありました、「国立大学法人三重大学職員退職手当規程」の改正案につきまして、「団体交渉に関する労働協約」第1条の規定により、次の項目についての団体交渉の開催を申し入れます。

交渉事項の詳細、出席者などは事前に協議しますが、可能な限り速やかな開催を要望します。

また、交渉に先立ち「国立大学法人三重大学職員退職手当規程」の改正案についての説明会の開催を求めます。

1. 国立大学法人三重大学職員退職手当規程の改正について

- (1) 民間の労働法制が適用される国立大学法人においては、就業規則(退職金支給規程等)の不利益変更を行うには、「高度の必要性や代償措置などに基づいた合理的な内容」および労働組合との合意が必要となります。
- (2) 退職金は既得の賃金権が発生しており、規程改正以前の金額は保障されるものです。
- (3) 国からの特殊要因運営交付金が減額されたとしても、不足分を経費削減等で充足出来ると考えます。